

## 第二回 予報業務許可事業者講習会 民間事業振興課長挨拶（概要）

平成 22 年 4 月 23 日

### （はじめに）

民間事業振興課課長の土井恵治と申します。第二回予報業務許可事業者講習会の開催にあたりまして気象庁を代表して一言ご挨拶申し上げます。

本日お集まりいただいた気象予報士の皆様におかれましては、予報業務許可事業者の中核となる予報技術者として日々ご尽力いただいていることに敬意を表するとともに心より感謝いたします。

### （予報業務許可制度と社会的責任）

1. さて、「予報業務許可制度」は、いまさら申し上げるまでもありませんが、気象業務法第一条に規定された「気象業務の健全な発展を図り、公共の福祉の増進に寄与する」という目的を果たすため、昭和 27 年の気象業務法制定当時から設けられている制度です。
2. 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のため、昨年（平成 21 年）9 月、内閣府に消費者庁が設置されたことからもおわかりいただけるとおり、気象庁を含め、気象情報を発表する我々の社会的責任がますます重くなる一方で、社会経済活動の発展から、気象情報の果たす役割も多様化し広範囲となっています。
3. 一般に利用者は、皆さまが発表する気象情報の精度や品質について、気象庁や他社との違いなど、判断・区別できない場合も多いのではと思います。このため、利用者に誤解を与えないよう、技術の進展や限界を十分に理解した上で、質の高い気象情報を利用者に提供するとともに、その情報の精度や性質など、留意すべき点について利用者によく説明するよう努める必要があると思っています。

4. 経済の発展や国民生活の向上によるニーズの変化、数値予報モデルを利用した予報技術の確立等にとともない、予報業務許可の範囲や条件については適宜見直していますが、現時点で皆さまには、警報事項の伝達等法令で定められたものの他、予報に用いる名称の制限や、気象庁が発表する警報、注意報との内容の整合性、注意事項の伝達、台風に関する情報の範囲の制限等についてお願いしているところです。これらは、発表する情報を国民が安心して混乱なく社会活動に活用していただけるよう設けているものなので、是非ご理解ください。

#### (講習題目について)

1. 本日の講習会では、気象庁が行う警報等防災気象情報の改善方策やその基盤となる技術がどのように変わるのかについて理解を深めていただきたくことを目的に、「大雨や洪水等の気象警報・注意報の改善」及び「台風情報の解説上の留意点」、雷注意報をさらに解説するものとして、この5月より発表を計画している「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の説明を行います。

#### (おわりに)

1. 気象庁と予報業務許可事業者の皆様とが役割を分担しつつも、一体となって、国民の安全・安心に資するとともに、この業界を盛り立てていく必要があると考えております。

2. 気象の解析・予報等に関する技術は、急速に進歩していますので、本日の講習会で得た情報を、是非、今後の業務に役立ててください。

以上、私からのご挨拶といたします。

(以上)